

【一般競争入札 総合評価落札方式 施工能力評価型(Ⅱ型)】

入札公告(余裕期間制度)

建設工事(総合評価落札方式)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年8月6日

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 堀内 洋

1. 工事概要

- (1) 工事名 令和2年度(繰越補正)中部山岳国立公園大正池園地公衆トイレ浄化槽整備工事
○電子調達対象案件
- (2) 工事場所 長野県松本市安曇上高地大正池園地
- (3) 工事内容 既存公衆トイレの老朽化のため、建て替えを2箇年にわたり計画している。当工事は大正池ホテルに隣接する駐車場内に、先行工事として浄化槽を設置するものである。
浄化槽規模：304人槽×45.6m³/日 流入水質：BOD 260mg/L
上部荷重：大型車駐車可能
排水方式：自然流入(GL-1000mm)・自然放流。
(ブロワ、制御盤を次年度以降に設置し、浄化槽を稼働させる)

(4) 工期【任意着手方式】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者の確保等の準備を行うことのできる余裕期間を設定した工事であり、下記の期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことが出来るが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から129日間

(ただし、令和3年10月23日(工事着手期限)までに工事を開始すること。)

なお、低入札価格調査等により、上記の着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から129日間で工事を完了させること。

(5) 主任技術者の専任期間

- 1) 契約の締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
- 2) 契約締結日の翌日から現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書等」における日付）とする。

(6) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に企業の技術力及び技術者の能力等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。
- 2) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記5.（1）の担当部局に承諾願を提出すること。
- 3) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- 4) 本工事は低入札価格調査制度の調査対象工事である。
- 5) 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに環境省における令和3・4年度一般競争参加資格者で建築工事A・B等級の認定を受けていること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 信越自然環境事務所管内に建設業法に基づく建築一式工事の許可を受けた本店・支店及び営業所を有すること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)平成19年度以降に元請けとして完成した建築工事で、下記1)~3)の要件を満たす工事の施工実績を有することし、建設共同企業体の実績を持って単体として応募する場合は出資比率が20%以上の場合のものに限る。環境省発注の工事に係るものにあつては評定点合計が65点未満のものは除く。

1) 国、県、市等が発注する公共工事であること。

2) 同種工事：建築物面積300m²以上で、浄化槽を有し、新築又は延床面積の1/2以上の増築工事（建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。）ただし、個人住宅及び軽微なものは除く（軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。）降雪時期による施工実績があること。

3) 1)から2)は同一工事であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

1) 1級建築施工管理士、2級建築施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2) 平成19年度以降に、元請けとして完成した下記に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、環境省発注の工事に係る経験である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

① 国、県、市等が発注する公共工事であること。

② 同種工事：建築物面積300m²以上で、浄化槽を有し、新築又は延床面積の1/2以上の増築工事（建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。）ただし、個人住宅及び軽微なものは除く（軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。）降雪時期による施工実績があること。

③ ①から②は同一工事であること。

3) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任補助者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は前記2)の施工経験を有するか、または前記2)の施工経験に代えて下記(a)の施工経験を有すること。（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(a)平成31年度以降に、国又は地方公共団体発注の建築工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。また、当該施工経験の、環境省発注の工事に係るものにあつては、工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

4) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

5) 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示する資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成13年1月6日付け環境会発第9号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3. 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

- 1) 企業の技術力等
 - A. 企業の施工能力
 - (a) 同種工事の施工実績
 - (b) 工事成績
 - (c) 表彰等
 - (d) 地域精通度(地理的条件)
 - (e) 地域貢献度(災害時等における活動実績)
 - (f) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況
 - B. 配置予定技術者の施工能力
 - (a) 同種工事の施工経験と立場
 - (b) 工事成績
 - (c) 表彰等
 - (d) 継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、加算点を与える。

3) 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)及び2)により得られる標準点、加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 落札者の決定方法

1) 入札参加者は、次の①、②の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

① 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

信越自然環境事務所 総務課

電話 026-231-6570 (代表)

FAX 026-235-1226

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

1) 入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、信越自然環境事務所ホームページ「調達情報」より必要な入札公告を選択し、下段に入札説明書のファイルが添付されているのでダウンロードして入手すること。

<http://chubu.env.go.jp/shinetsu/procure/>

入札説明書等の交付期間：令和3年8月6日から令和3年9月14日まで

(3) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和3年9月14日14時。

2) 開札は、令和3年9月14日14時 環境省 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 会議室にて行う。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店日本銀行長野支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁信越自然環境事務所）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁環境省信越自然環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条(A)第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられる工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(10) 詳細は入札説明書による。

(11) 入札の無効

1) 公告に示した競争参加資格のないものした入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2) 無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

3) 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において2.に掲げる資格のないものは競争参加資格のないものに該当することとする。

4) 工事費内訳書が未提出で有り、または提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は入札を無効とする。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者が競争に参加するためには、入札書の提出期限の前日において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

以上